

富士河口湖町で 民泊を経営する皆様へ

令和7年6月

富士河口湖町環境課

富士河口湖町では民泊事業の増加に伴い、民泊に関する苦情が多数寄せられています。
近隣住民とのトラブル防止のために、経営開始前にこの資料をご熟読ください。



1. 騒音対策を徹底してください。

民泊は旅館と異なり、近隣住民の生活の中にある宿泊施設です。そのため騒音は代表的なトラブルとなりますので、宿泊者に対して騒音対策の徹底をお願いします。

対策例: 定期的な見回りを行う。

施設内に啓発の張り紙を貼る。

苦情があった場合、宿泊者に違約金を課す。

万が一トラブルが発生した場合、すぐに連絡を受けられる体制を作る。

2. 路上駐車にご注意ください。

民泊はその立地上、住宅街などの狭い道路等に面しているケースが多く、路上駐車が原因で通行の妨げになる等のトラブルが多くございます。

荷物の搬入等で道をふさぐことのないよう、対策をお願いします。

対策例: 敷地内もしくは近隣敷地に駐車場を設ける。

対向車両が来た場合、すぐに移動できるように指導する。
チェックインの際にスタッフが立ち合う。

3. 連絡先を分かりやすく掲示してください。

苦情があった場合、迅速に対応することが民泊法で義務付けられています。

しかし周辺住民より 「民泊の責任者の連絡先が分からぬ」 といった連絡が数多く寄せられています。

万が一の際にすぐに連絡がとれるよう、連絡先を敷地内の見やすい場所に掲示をお願いします。

4. 外国人に関するトラブルが増えています。

インバウンド増加の影響で、外国人旅行客に関するトラブルが増加しています。

特に多いのが「**私有地への無断立入**」「**ゴミのポイ捨て**」「**交通ルール違反**」等です。

宿泊者の方が外国人の場合、お手数ですが今一度注意喚起をお願いします。

その他トラブル例: **宿泊施設の場所が分からぬいために誤って私有地へ立ち入る。**

同様に場所が分からぬいため、路上に停車して地図を確認し、渋滞の原因となる。

5. 民泊のゴミは事業系廃棄物です。

民泊から出たゴミが地域のゴミステーションに捨てられている、といった苦情が多数寄せられています。

民泊から出たゴミは全て事業系廃棄物となり、地域のゴミステーションに捨てるることは不法投棄とみなされます。

ゴミの種類や量に拘らず、事業者が責任を持って処理してください。

- ※1 住宅を兼ねている場合、家庭ゴミと民泊事業によって発生したゴミを分けて処分してください。
- ※2 収集業者に依頼する場合は、別紙許可業者一覧表をご参照ください。表に記載のない業者は富士河口湖町でのごみ収集の許可を持っていません。